

2024年11月29日

お客様各位

一般社団法人全国信用金庫協会

令和6年能登半島地震災害義援金の取扱期間の延長について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

全国の信用金庫（254信用金庫）では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、お客様からお預かりした善意の義援金を、日本赤十字社を通じて被災地にお送りしております。

このたび、現下の被災地域における復興状況等に鑑み、本義援金の取扱期間を、2025年12月12日（金）まで延長させていただくことといたしました。

今後とも、信用金庫業界では、被災地域の皆様の復興に少しでもお役に立てるよう、業界を挙げて支援して参ります。

引き続きご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上